

第3節 不当労働行為事件の審査

1 概要

平成25年中の不当労働行為事件の係属事件数は9件であり、そのすべてが新規申立てで、前年からの繰越しはなかった。

係属事件9件のうち4件が終結し、5件が翌年へ繰越しとなった。終結した事件のうち、命令によって終結したものはなく、関与和解によるものが1件、無関与和解によるものが2件、申立人の都合により取り下げられたものが1件であった。

また、当委員会では、審査の期間の目標を「1年6月以内」としているが、平成25年の終結事件4件のいずれも目標期間内に終結した。

なお、最近5年間における取扱件数及び終結件数は、次のとおりである。

(1) 年別不当労働行為事件取扱件数及び終結件数

区 分		年						
		2 1	2 2	2 3	2 4	2 5		
係属事件	前年からの繰越し	4	5	5	4	0		
	新規申立て	5	4	6	1	9		
	合 計	9	9	11	5	9		
終結事件	取下げ・和解	取 下 げ	1	1	—	—	1	
		和 解	無関与	—	—	—	—	2
			関 与	1	2	4	2	1
	命令・決定	全部救済	—	—	—	—	—	
		一部救済	1	1	2	1	—	
棄 却		1	—	1	2	—		
却 下		—	—	—	—	—		
	合 計	4	4	7	5	4		
翌年への繰越し		5	5	4	0	5		

(2) 年別審査終結事件の平均処理日数

区 分		年				
		2 1	2 2	2 3	2 4	2 5
取 下 げ ・ 和 解	取 下 げ	1 4	1 5	—	—	3 3
	和 解	無 関 与	—	—	—	6 5
		関 与	4 6 7	3 0 8	1 0 5	1 6 7
命 令 ・ 決 定	全 部 救 済	—	—	—	—	—
	一 部 救 済	4 4 4	4 5 6	4 8 9	4 4 9	—
	棄 却	1, 0 3 1	—	4 4 0	5 6 2	—
	却 下	—	—	—	—	—
総 平 均		4 8 9	2 7 2	2 6 3	3 8 2	6 2

(3) 終結事件の処理日数別件数

		終結事由				終結計
		命令	却下	和解	取下げ	
処 理 日 数	6 月 以 内	—	—	3	1	4
	6 月 超 ~ 1 年 以 内	—	—	—	—	—
	1 年 超 ~ 1 年 6 月 以 内	—	—	—	—	—
	1 年 6 月 超 ~ 2 年 以 内	—	—	—	—	—
	2 年 超	—	—	—	—	—
合 計		—	—	3	1	4

2 不当労働行為事件一覧

事件 番号	業 種 等	法7条 該当号	救済申立内容	申立て 審査の実施状況 終 結 処理日数	担 当
25 (不) 1	業種：地方公営企 業 従業員：324名	2	1 誠実団交の実施	申立 25.6.28 調査3(3)回 審問1(1)回 翌年に係属	公 島崎 村 村上 労 芝崎 本 本原 使 花澤 金 金田
25 (不) 2	業種：地方公営企 業 従業員：約2,300名	2	1 誠実団交の実施	申立 25.6.28 調査3(3)回 翌年に係属	公 島崎 村 村上 労 芝崎 本 本原 使 花澤 金 金田
25 (不) 3	業種：製造業 従業員：15名	2,3	1 組合員に仕事を 与えないなどの支 配介入の禁止 2 団体交渉の実施 3 和解協定書・和解 金覚書等の履行及 び未払金の支払い	申立 25.7.5 無関与和解 (25.7.29 取下げ) 25日	公 竹澤 労 鈴木 横 横田 使 西村 熱 熱田
25 (不) 4	業種：地方公営企 業 従業員：873名	2	1 誠実団交の実施	申立 25.8.28 調査1(1)回 無関与和解 (25.12.10 取下げ) 105日	公 松田 労 黒河 横 横田 使 中台 熱 熱田
25 (不) 5	業種：旅客自動車運 送業 従業員：120名	2,3	1 嘱託職員就業規 則の条文の一方的 削除についての謝 罪と誠実団交の実 施 2 併存する別の労 働組合に認めてい るのと同等の便宜 供与の実行 3 不当労働行為と 認定されたこと等 を確認する文書の 掲示	申立 25.9.12 調査1(1)回 調査兼和解 1(1)回 関与和解 (和解 協定 25.11.28) (25.12.3 取下げ) 83日	公 島崎 労 鈴木 横 横田 使 花澤 西 西村

事件 番号	業 種 等	法7条 該当号	救済申立内容	申立て 審査の実施状況 終 結 処理日数	担 当
25 (不) 6	業種:道路貨物運送 業 従業員:37名	1	1 公平な配車の実 施	申立 25.10.1 調査1(1)回 翌年に係属	公 村上 労 芝崎 使 黒河 金田 熱田
25 (不) 7	業種:サービス業 従業員:1,500名以 上	1,2	1 組合員Aの労働 条件の不利益変更 並びに解雇の撤回、 原職復帰及び賃金 相当額の支払い 2 団体交渉の実施	申立 25.10.11 申立人都合により 取下げ (25.11.12) 33日	公 竹澤 労 金原 使 本原 鈴木 西村 中台
25 (不) 8	業種:郵便業 従業員:約23万人 (現地:230人)	3	1 併存する別の労働組合 に貸与しているのと同様 の掲示板の設置・貸与 2 謝罪文の手交と掲示	申立 25.11.8 翌年に係属	公 松田 労 黒河 使 鈴木 金田 中台
25 (不) 9	業種:道路貨物運 送業 従業員:40人	2	1 組合員Bの未払い残業 代に関する誠実な団体交 渉の実施	申立 25.11.19 翌年に係属	公 竹澤 労 金原 使 本原 横田 西村 熱田

※ 従業員数は申立て時点における概数

※ 審査の実施状況の欄中、調査△(□)回は、申立てからの通算実施回数を△回、
25年中の実施回数を(□)回と表示

※ 処理日数は、申立てから終結までの通算日数